

# 「金沢市男性の育児休業取得促進奨励金」申請要領

## 1. 制度の趣旨

男性の育児参加を促進し、子育て世代の仕事と育児の両立支援を図るため、中小企業等において育児休業を取得した男性の労働者に対し奨励金を交付します。

## 2. 用語の意義

用語	説明
育児休業	育児・介護休業法又は勤務先の就業規則、労働協約等の定めるところにより、育児を目的にする休業又は休暇 (労働基準法に基づく年次有給休暇は含みません)
中小企業等	常時雇用する労働者が300人以下の企業、法人等 (ただし、官公庁等を除きます)
労働者	職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者

## 3. 対象となる方

次の(1)～(7)のいずれにも該当する男性の労働者に交付します。

- (1) 次のいずれにも該当する中小企業等に勤務されている方
  - i 市内に本社又は主に勤務する事業所がある
  - ii 雇用保険の適用事業主である
  - iii 労働協約又は就業規則により育児休業制度を設けている
- (2) 雇用保険の被保険者である方
- (3) 満3歳未満の子を養育するために、**連続または、分割して2回取得した合計が2週間以上の育児休業**（土日等の勤務を要しない日を含む）を取得し、**育児休業終了日の翌日から1か月以上継続して雇用されている方**※
- (4) (3)の育児休業期間中、本人及び育児休業の対象である子の住所が市内にある方
- (5) 本市が行う啓発事業に協力することに同意する方
- (6) 市税に滞納がない方
- (7) 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有していない方

※(3)については、令和4年10月1日以降に育児休業の取得を開始した場合に適用し、それより前に開始した場合は、旧の対象要件を適用する。

・旧対象要件：満3歳未満の子を養育するために、**連続する30日以上**の育児休業（土日等の勤務を要しない日を含む）を取得し、職場復帰後1か月以上勤務している方

4. 奨励金の額 50,000円（1中小企業等あたり年度内に1人まで）

## 5. 申請方法等

直接持参または郵送で、申請書類を提出してください。

【申請できる期間】 育児休業終了日の翌日から1か月を経過した日から3か月以内

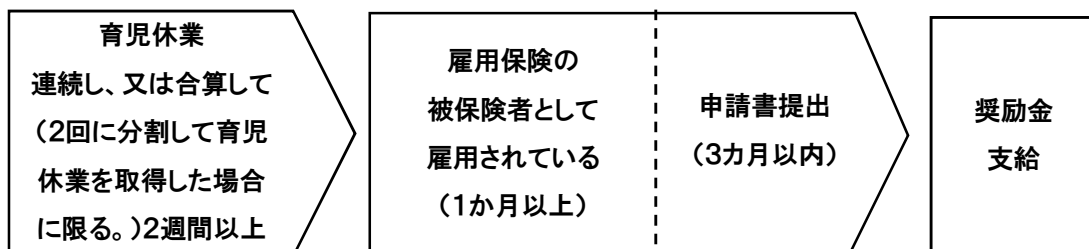
### 【提出・問合せ先、受付時間】

金沢市経済局商工労働課

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1 (第一本庁舎内) 平日 9:00~17:45

電話:(076)220-2199 FAX:(076)260-7191 Email:syoukou@city.kanazawa.lg.jp

### 【申請等の流れ】



## 6. 申請（添付）書類

- 育児休業取得促進奨励金交付申請書〔様式第1号〕
- 奨励金の交付申請に関する誓約兼同意書〔様式1-1〕
- 雇用保険被保険者証の写し
- 要件に関する確認書類（写し可）
  - ◇ 連続または、分割して2回取得した合計が2週間以上の育児休業を取得したことが確認できるもの〔申請書別紙〕
  - ◇ 育児休業終了日の翌日から1か月经過したことが確認できるもの（出勤簿等）
  - ◇ 勤務先の育児休業に関する制度等がわかるもの（就業規則等）
  - ◇ 育児休業の対象である子との関係が確認できるもの（母子手帳等）
- レポートシート〔様式1-2〕
- 請求書

## 7. 審査・交付の決定

申請書類を受理後、内容の確認及び対象要件を満たしているかの審査を行い、奨励金の交付の可否を決定し、申請をした方に通知します。

## 8. 啓発事業への協力

本奨励金の交付を受けた方には、次のような事業への協力をお願いします。

- ・金沢市はたらくサイトに体験記事を掲載
- ・市主催のセミナー等での体験紹介 など